

お知らせとお願い

レーザー光線の照射により航空機の安全な運航を妨害することは犯罪です。

(最も重い刑で懲役 3 年^(注))

沖縄県内で飛行中の航空機に対してレーザー光線を照射するという事案が発生しています。

航空機へのレーザー光線の照射は、パイロットの目の負傷、失明、操縦への障害に繋がり、**墜落等による大惨事を地域の皆様にもたらしかねない大変危険で悪質な行為**です。

航空機に向けてレーザー光線を照射している人を見かけた方は 110 番通報をお願いいたします。

(注) 刑法の威力業務妨害罪に該当する場合(3年以下の懲役又は50万円以下の罰金)。
なお、航空危険行為処罰法の航空危険罪に該当する場合は、3年以上の有期懲役。



■レーザー光線による操縦士への影響(イメージ)

外務省、防衛省、警察庁、国土交通省

■本チラシの内容についてのお問い合わせにつきましては下記のいずれかの部署に御連絡願います。

防衛省本省 地方協力局地方協力企画課連絡調整室
防衛省沖縄防衛局企画部地方調整課連絡調整室

(代表) 03-3268-3111 (内線: 36688)
(代表) 098-921-8131 (内線: 226)